

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(音更町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 音更町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年音更町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(音更町税条例の一部改正)

第2条 音更町税条例(昭和29年音更町条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第38条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」に、「令和2年2月1日」を「同年2月1日」に改める。

(音更町国民健康保険条例の一部改正)

第3条 音更町国民健康保険条例(昭和34年音更町条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ)」に改める。

(音更町介護保険等の実施に関する条例の一部改正)

第4条 音更町介護保険等の実施に関する条例(平成12年音更町条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附

則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に、「令和2年2月1日」を「同年2月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。